

病床機能報告医療機関個票についての留意事項

<病院・有床診療所の共通事項>

- 原則として、医療機関から報告された数値をそのまま掲載しています。
- 公表している項目の中には、診療報酬制度上で定められた診療行為の定義に従って集計した項目が多くありますが、その項目の解説については、医療関係者以外の方にも分かりやすい表現とする趣旨で記載しているため、診療報酬制度上の定義を詳細には記載していない場合があります。
- 平成30年度からは、2025年時点の医療機能の報告が必須となりました。
- 個人情報保護の観点から、1以上10未満の値を「*」として秘匿している項目があります。
- 具体的な医療の内容に関する項目については、以下の医療機関は可能な範囲で記入することとなっています。
 - ・介護療養病床における入院であるために入院外レセプトで請求を行っている医療機関
 - ・6月診療分を8月以降の審査で請求している医療機関
 - ・紙レセプトにより請求を行っている医療機関

<病院についての留意事項>

- 看取りを行った患者数
在宅療養支援病院の届出を行っている病院のみ報告
- リハビリテーションの状況
回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している病棟は報告必須、それ以外の病棟は報告任意
- 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者の割合
「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度」を測定することが算定の要件となっている入院基本料（加算含む）・特定入院料・入院基本料等加算の届出を行っている場合のみ報告（「特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度」または「ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度」を測定する特定入院料の場合は記入不要。）

<有床診療所についての留意事項>

- 病床数、人員配置、入院患者数等の一定の項目に限って報告が必須となります。

[必須項目]

2018年（平成30年）7月1日時点の機能、2025年7月1日時点の機能（「介護保険施設等へ移行予定」を選択した場合は移行予定先）、有床診療所の病床の役割、許可病床数・稼働病床数、職員数（施設全体、入院部門、手術室、外来、その他の各部門）、主とする診療科、入院患者数の状況